

令和6年度介護報酬改定Q&A（一宮市版）

令和6年3月28日時点

現時点で考えられる回答です。今後国から発出されるQ&A等により変更となる場合があります。

サービス種別は、質問があったサービスに関して記載しています。類似のサービスにおいても参考にしてください。

| 回答状況 | 番号 | サービス種別 | 区分 | 項目 | 質問 | 回答 | 根拠法令等 | 掲載日 | 備考 |
|------|----|-------------------------|--------|--|---|--|-------|-------|----|
| 回答済 | 1 | 01：共通（全サービス） | 03：運営 | 令和6年度介護報酬改定等による利用料の変更に伴う利用者への説明・同意について | 令和6年4月から改定される内容と令和6年6月から改定される内容を1枚の同意書とすることは可能か。 | 可能です。それぞれの内容がいつから変更になるのかを明確化するようにしてください。 | - | 3月19日 | |
| 回答済 | 2 | 01：共通（全サービス） | 03：運営 | 令和6年度介護報酬改定等による利用料の変更に伴う利用者への説明・同意について | 令和6年度介護報酬改定等による利用料の変更に伴う利用者への説明時には、押印も必要であるか。 | 押印は必須ではありません。 | - | 3月19日 | |
| 回答済 | 3 | 01：共通（全サービス） | 05：その他 | 介護報酬改定の経過措置期間終了又は新たな義務付けに伴う運営規程の修正について | 令和3年度介護報酬改定時に経過措置が設けられた上で義務付けられた取り組みに係る事項や、令和6年度介護報酬改定により新たに義務付けられた取り組みに係る事項を、運営規程に新たに記載するため運営規程が変更となった場合、変更届の提出は必要であるか。 | 報酬改定によって一律に義務付けられた取り組みの記載に係る運営規程の変更については、事業者の負担軽減の観点から、変更届の提出は省略しても差し支えないこととします。ただし、運営規程の変更に係る附則の日付は追記するようにしてください。 | - | 3月19日 | |
| 回答済 | 4 | 34：介護予防通所介護相当サービス | 03：運営 | 運動器機能向上計画について | 運動器機能向上加算が廃止（基本報酬に包括化）されたが、当該加算の算定要件であった運動器機能向上計画は、報酬改定後も作成する必要があるか。 | 令和3年度介護報酬改定時の『「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」』（総合事業における青本の解釈通知）における運動機能向上加算の取扱いにて、運動器機能向上計画は「実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載」することとされていました（R3青本p.1575）。令和6年度介護報酬改定後の『介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について』（総合事業における赤本の解釈通知）の「（2）指定相当通所型サービスの具体的取扱方針」の①において、「通所型サービス計画の作成に当たっては、～（中略）～支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。」とされています。従前求められていた運動器機能向上計画への記載内容の全てを記載することまでは明記されていませんが、通所介護計画書等と同様に機能訓練の所要時間、日程等に触れる必要はあるものと考えられます。 | 左記参照 | 3月26日 | |
| 回答済 | 5 | 28：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 04：報酬 | 高齢者施設等感染対策向上加算について | 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の算定要件に「感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること」とあり、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）の算定要件に「感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること」とあるが、研修等や実地指導を受けてからでなければ算定できないのか。 | 介護保険最新情報Vol.1225 問131 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることとあるが、令和7年3月31日までの間にあつては、3月31日までに研修又は訓練に参加予定であれば算定してよいか。 （答）医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処があれば算定してよい。 とあることから、加算（Ⅰ）については、予定であっても算定が可能です。 加算（Ⅱ）については、 問133 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修を受けている場合は、実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定してよいか。 （答）算定可能である。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。 とあることから、過去に指導等を受けていれば、その日から起算して3年間は算定可能です。過去に指導等を受けていない場合は、受けてからでなければ算定することはできません。 | 左記参照 | 3月28日 | |